

入札に参加する建設会社の皆さまへ

独立行政法人情報通信研究機構では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）の施行（平成 13 年 4 月 1 日）を踏まえて、入札及び契約並びに工事現場における施工体制の適正化対策を一層強化しています。

この取組みは、公共工事の品質確保はもちろんのこと、技術と経営に優れた企業が評価され、不良・不適格な企業が排除されるよう、透明で競争性の高い市場環境の整備を目的としています。

また、入札及び契約に関する情報の公表や現場での施工体制の点検等を行うことによって、公共事業に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を促進することを目的としています。

本紙は適正化法に係る当機構の取組みを建設業界の皆さまに理解していただくためのもので、内容をよくご覧いただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

適正化法に係る当機構の対応

1. 情報通信研究機構では毎年度の発注見通しの公表を行っています。

発注予定の工事の名称、場所、期間、種別及び概要を公表しています。

上記の情報は、当機構ホームページの「調達情報」で公表しています。

アドレス：<http://www2.nict.go.jp/n/n662/chotatu/>

2. 入札及び契約に関する情報を公表しています。

入札者名及び入札金額、落札者名及び落札金額、その他関係する情報を公表しています。

上記の情報は、当機構ホームページの「調達情報」で公表しています。

アドレス：<http://www2.nict.go.jp/n/n662/chotatu/>

3. 現場の施工体制適正化のための点検を実施しています。

1) 適正化法により、公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定が適用されないため、一括下請負は全面的に禁止されています。

また、一括下請負が判明した場合には、適正化法第 11 条の規定に基づき、管轄する建設業許可行政庁（建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事をいう。以下同じ。）へ当該事実について通知します。

2) 主任技術者または監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、下表により配置が必要で

す。

また、建設業法で定められた金額以上の工事で、工事現場ごとに設置しなければならない「監理技術者等」は、専任の者でなければなりません。

表 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 〔土木工事業 舗装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業〕			その他 (左以外の21業種)		
		特 定		一 般	特 定		一 般
建設業の許可制度	許可の種類						
	営業所に必要な技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者		1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	(注1) 3,000万円以上	(注1) 3,000万円未満	(注1) 3,000万円以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者		1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額2,500万円(注2)以上					
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	

注1) 建築一式工事の場合は4,500万円

注2) 建築一式工事の場合は5,000万円

3) 当機構発注の工事においては、工事ごとに監理技術者等の資格要件を求めているので、入札参加資格確認申請書等に記載した技術者の変更は、特別の事情が無い限り認められません。

- 4) 工事の契約締結後に配置技術者の再確認を行います。適切な技術者が配置されていないことが判明した場合には、契約の解除、又は指名停止等の措置が講じられることがあります。
- 5) 「監理技術者等」は、当該建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要するため、保険者証等（本人名と会社名の部分のみ）の提示を求め本人との雇用関係を確認します。
また、発注者から請求があったときは、「監理技術者等」は、資格を有することを証する書面を提示しなければならないこととなっています。
- 6) 「監理技術者等」は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければなりません。
- 7) 「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐するものとし、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。なお、「監理技術者等」と兼任する場合には、「監理技術者等」と同様の要件が適用されます。
- 8) 工事を施工するために締結した下請契約において、下請金額の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる時は、適正化法に定めるところにより、所定の様式による施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。
また、当初提出した施工体制台帳に変更があったときは、遅滞なく変更年月日及び変更事項を記載し、変更後の施工体制台帳の写し及び添付書類の写しを提出しなければなりません。
- 9) 施工体制台帳に下請契約書を添付する場合は、下請工事内容、下請金額、代金の支払方法及び契約に関する紛争の解決方法等、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を明記したものを添付して下さい。
- 10) 工事の契約時、変更時、完了時には、CORINS（工事实績情報サービス）へ登録申請して下さい。
なお、「監理技術者等」の重複違反が確認された場合は、建設業法違反となります。
- 11) 共同企業体においては、すべての構成員が当該工事に対応する許可業種にかかる「監理技術者等」を工事現場に適正に配置し、共同施工の体制を確保しなければなりません。
- 12) 建設業許可を受けたことを示す標識及び施工体系図を公衆の見やすい場所に、労災保険関係の成立を示す標識及び建退共制度適用工事現場を示す標識を工事現場の工事関係者が見やすい場所にそれぞれ掲示して下さい。
- 13) 当該工事において建設業法に抵触する行為が確認された場合は、当該工事の契約の解除、又は指名停止等を受けることがあります。

4．不正行為への対応を行います。

契約前若しくは契約後であっても、入札談合に関する情報があった場合は、直ちに公正取引委員会にその内容を通報するとともに、事実関係についても調査を実施します。

また、建設業法違反と疑われる事実があった場合には、管轄する建設業許可行政庁へ通知するほか、必要に応じて警察等の機関へも通知します。

5．入札書投函後の辞退は認められません。

入札に際して、錯誤（桁違いなど）、積算ミス、仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入した場合でも、当該入札書投函後の辞退は認められず、当該入札は有効な入札として取り扱われます。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合には、不誠実な行為として指名停止措置が講じられるので注意して下さい。

6．低入札による価格調査を行います。

発注予定価格が1千万円を超える工事及び測量・建設コンサルタント等の入札において、請負契約の相手方となるべき者の入札価格が調査基準価格（予定価格の75%）を下回った場合は、別途定められている手続きに従い低入札価格調査を行います。

低入札価格調査の実施に際しては、入札価格の内訳書等の資料を基に、入札者へのヒアリング、関係機関への照会等により調査を行います。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると判断されたときや偽証等の不正が認められたときは契約を締結しないほか、契約後であっても、当初調査した内容と相違があることが判明したときは、正当な理由がない限り契約を解除する場合があります。

また、低入札価格調査の結果及び経緯については、当機構ホームページの「調達情報」で公表しています。

7．その他

3.7)の「現場代理人」に係る事項について

現場代理人の要件については、法律上は、元請業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とせず、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にない場合でも、適正化法に基づく施工体制適正化のための点検において問題となるものではありません。

しかしながら、情報通信研究機構では、「請負者の代理人＝現場代理人」は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが契約の適正な履行につながると考えています。

そのために、当機構が発注する工事においては、現場代理人は請負者と恒常的な雇用関係を有する方を選任していただくよう請負者をお願いしています。

本紙に関する問合せ先

財務部会計室 工事契約チーム 電話042-327-7443